

「多賀城創建1300年記念事業プロモーション業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

令和4年5月

多賀城創建1300年記念事業実行委員会

(事務局：多賀城市)

# 「多賀城創建1300年記念事業プロモーション業務委託」

## に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

本業務は、2024年（令和6年）に多賀城創建1300年という節目を迎えることから、これを多賀城市民一人ひとりのシビックプライド（市民の誇り）の醸成、一層の誘客促進及び地域活性化への契機と捉え、多賀城創建1300年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施するにあたり、宮城、東北だけでなく、全国、全世界へと多賀城の歴史及び魅力を発信し、事業全体の推進を図るため、プロモーションを展開するもの。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名

多賀城創建1300年記念事業プロモーション業務委託

#### (2) 業務内容

別紙多賀城創建1300年記念事業プロモーション業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行期間

令和4年度業務 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

令和5年度業務 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和6年度業務 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### (4) 業務委託費上限額

令和4年度業務 12,539,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度業務 30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度業務 21,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

計 63,539,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務における各事業年度の予算は、多賀城創建1300年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の各年度総会において審議し、決定した予算に基づくものであることから、上記業務委託費上限額は、企画提案を行う際の日安金額となるものとなり、契約締結時は、上記業務委託費上限額と契約金額が大きく異なる場合があることに留意すること。

### 3 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。

- (2) 国税及び地方税に未納がないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員等に該当しないものであること。
- (4) 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識や企画能力を有すること。
- (5) 宮城県に本支店又は営業所を有しており、必要に応じて担当者が委託者の指定する場所に來ることができること。

#### 4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査により、優先契約候補者を選定する。

なお、事業実施に向けた協議の中で、優先契約候補者と合意に至らない場合は、次点者を契約候補者として選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり

内容	期間等
募集要領の公表	令和4年5月18日（水）
質問書の提出期限	令和4年5月24日（火）午後4時
質問への回答	令和4年5月26日（木）までに回答を公表
参加申込書、企画提案書等提出期限	令和4年5月31日（火）午後4時
プレゼンテーション（選定委員会）	令和4年6月3日（金）午後1時30分から
審査結果の通知	選定委員会に参加した者に別途通知
契約締結	令和4年6月中旬【予定】

#### 5 質問の受付及び回答

##### (1) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、E-mailにより提出すること。

##### (2) 受付先

「11 問合せ先」に記載のとおり

##### (3) 質問書受付期間

令和4年5月18日（水）から同年5月24日（火）午後4時まで

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和4年5月26日（木）までに多賀城市ホームページ内にて公表する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。

多賀城市ホームページアドレス：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

※質問への回答は、随時行うこともあるので注意すること。

#### 6 参加申込書及び企画提案書の受付

##### (1) 申込受付期間

令和4年5月27日（金）から同月31日（火）午後4時まで（土、日を除く。）

(2) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式2）	1部
イ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類	各1部
ウ 企画提案書表紙（様式3）	10部
エ 暴力団排除に係る誓約書（様式4）	1部
オ 企画提案書（様式自由）	10部

※企画提案書の用紙サイズはA4、枚数は両面印刷で15枚（計30面）以内とします（A3サイズを折り込み、A4とすることも可とします。）。

カ 過去3年度以内（平成31年4月1日から現在まで）における本業務と類似の業務実績を示す資料	10部
キ 参考見積書（様式5）	10部
ク 参考業務費内訳書（様式自由）	10部
ケ その他参考資料	10部

(3) 受付場所

「11 問合せ先」に記載のとおり

(4) 申込方法

上記受付場所まで直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。（電話、FAX、E-mail等による受付は行わない。）

7 申込み及び企画提案の無効

(1) 上記3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの
- イ 企画提案書の内容が、当該募集要領に定める要件に適合しないもの
- ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
- エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

8 審査

(1) 参加資格要件の審査

参加申込受付時に提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

(2) プレゼンテーション（選定委員会）

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者を選定する。

ア 日時及び会場

令和4年6月3日（金）午後1時30分から  
多賀城市役所3階・第2委員会室

なお、審査に係る順番は、実行委員会で決定するものとする。

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 審査会の内容

(ア) 内容

企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）

(イ) 時間

提案者1者につき、プレゼンテーションは15分以内、ヒアリングは10分程度を目安とする。

(ウ) 審査項目

区分	評価項目	評価内容
概要実績	事業者等の概要	事業者等の規模・保有技術・事業実績等
業務体制	業務実施体制	配置予定技術者の資格、経歴等
	業務の工程管理等	工程管理、業務への取組姿勢
提案力	的確性（業務の理解度）	多賀城創建1300年の意義の理解と業務への反映能力
		多賀城創建1300年及び記念事業について様々な媒体を通して多賀城から全世界へと幅広く発信できる能力
		多賀城創建1300年及び記念事業についてのプロモーション内容が多くの人々の興味を惹きつける内容であること
	実現性（提案の実現性）	提案内容の実現性
独創性（有用な提案）	インパクト・その他有用な提案	

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは選定委員会で用意するが、プレゼンテーションに必要なパソコンその他物品等は提案者が用意すること。

なお、パソコンとプロジェクターの接続規格は、HDMIで接続するので、それに適合するパソコン等を用意すること。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、第1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

カ 選定結果の公表

審査の結果については、審査会後おおむね1週間以内に審査会に参加した者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(3) その他

ア 審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合がある。

イ 選定委員会の委員は、必要に応じ所掌事務に関係のある事項について、専門的な知識又は経験を有する者に意見を聴取することができることとし、その者は審査会に出席することができる。

## 9 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務に係る履行の全部又は市が指定した主要な部分並びに契約金額のおおむね2分の1以上に相当する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを原則禁止とする。

### (2) 権利の帰属等

成果品及び受託者が本業務のために作成した著作物は、原則として全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。

### (3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を委託者の許可なく公表してはならない。

### (4) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならず、その利用及び提供は本人の同意を得た範囲に限るものとする。

## 10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しないものとする。

(3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出を認めないものとする。

(4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

## 11 問合せ先

多賀城創建1300年記念実行委員会事務局（多賀城市企画経営部市民文化創造課内）

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階

電話 022-368-1141（代）

FAX 022-368-2369

E-mail sozo@city.tagajo.miyagi.jp

## 1 委託業務の名称

多賀城創建1300年記念事業プロモーション業務委託

## 2 適用範囲

本仕様書は、多賀城創建1300年記念事業実行委員会（以下「発注者」という。）が委託する「多賀城創建1300年記念事業プロモーション業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

## 3 業務の目的

本業務は、2024年（令和6年）に多賀城創建1300年という節目を迎えることから、これを多賀城市民一人ひとりのシビックプライド（市民の誇り）の醸成、一層の誘客促進及び地域活性化への契機と捉え、多賀城創建1300年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施するにあたり、宮城、東北だけでなく、全国、全世界へと多賀城の歴史及び魅力を発信し、事業全体の推進を図るため、プロモーションを展開するもの。

## 4 業務の契約期間

本業務の契約期間は、次のとおりとする。

令和4年度業務：契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

令和5年度業務：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和6年度業務：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 5 業務内容

本業務は、次に掲げる記念事業のプロモーション業務を行うものとし、事業の企画にあたっては、以下の要件に沿って提案すること。

### (1) プロモーション特設WEBサイトの構築・運用

記念事業に係る情報を集積する特設WEBサイトを新たに開設し、その後の更新、運用及び保守を行うこと。

#### ア 全体設計・構築

(ア) サイト構築にはCMS等の発注者が簡易な更新を行えるシステムを導入すること。

(イ) WEBアクセシビリティに配慮したサイトとし、JISX8341-3:2016の適合レベルAAに準拠するよう努めること。

(ウ) PC及びスマートフォン（iOS及びAndroidOS）に対応したサイトとし、特に視認性及び操作性を考慮すること。

(エ) サーバーとドメインは本業務受託者（以下「受注者」という。）が用意すること。

(オ) 更新にあたっては、テストサイトに掲載予定ページを公開し、発注者の確認を受けること。また、発注者がサイトの更新を依頼した場合は早急に行うこと。

(カ) サイトの公開は、令和4年7月25日までに発注者と協議の上トップページや基本フレーム等をプレオープンすること。その後、令和4年8月8日までにフルオープンし、令和7年3月31日で終了すること。

※プレオープン前に設計書、操作マニュアル、保守運用計画書を作成し、操作研修等を実施すること。

#### イ 企画・編集・更新

(ア) WEBサイトのデザインは、発注者が提供する多賀城創建1300年記念キャッチフレーズ・ロゴマークを活用しながら、利用者の興味関心を惹くものであること。

(イ) サイトに掲出する情報は、「多賀城創建1300年記念事業とは」「多賀城の歴史」「多賀城市・企業・団体等が行う関連イベントなどのトピックス」等を含む構成とすること。

#### ウ SEO対策

検索エンジン等で検索上位に表示されるための工夫や検索結果画面での画面占有率向上のためのサイトリンクの最適化など、サイトへのアクセス数の増加につながる取組を実施すること。

#### エ 保守・管理

(ア) SSL証明書を取得し、サイトの全ページについて暗号化処理を行うこと。

(イ) セキュリティ対策、サーバーの管理等をはじめとした保守を行い、サイトの安全運用に万全を期すこと。

(ウ) アクセスログを管理し、月に1回報告を行うこと。アクセス解析の結果、改善が必要な場合は、サイトの改善を随時行うこと。

#### (2) プロモーション映像の制作

新たにプロモーション映像を制作することとし、制作に必要な取材・撮影・編集作業を行うこと。

ア 映像は、多賀城創建1300年の意義がわかる内容であり、多くの人がこのことについて、関心を寄せる内容であること。

イ 映像の画質はHD以上とし、ロングバージョン（5分程度）、ショートバージョン（1分程度）の2種類を制作すること。

ウ BGMは無期限使用及び著作権などに留意し、選曲及び編集すること。

エ ファイル形式はYoutube、Twitter、facebook及びInstagram等のSNSにそのまま掲載可能な形式(形態)とし、発注者から別途ファイル形式の指示があった場合は柔軟に対応すること。

オ 出演者・協力者・撮影地については受注者が候補選定するものとし、発注者と協議の上決定すること。また、素材の収集、権利関係に係る手続き、出演者・協力者・撮影地への交渉及び許可等は原則として受注者が行うものとし、撮影については関係者と綿密な事前調整の上実施すること。

カ 映像制作にあたっては引用元や取材先等を明確にすること。また、法令、条例等を遵守し、必要であればその手続きを行い、撮影を行うこと。なお、発注者の意向に沿って映像を制作すること。

キ 映像は令和5年3月31日までに納品すること。

#### (3) プロモーショングッズの開発・制作・販売

記念事業プロモーショングッズを開発・制作・販売すること。

ア 開発するグッズは、3種類以上提案することとし、多賀城創建1300年記念キャッチフレーズ・ロゴマークを活用すること。

イ グッズは販売することを前提に、商品そのものの造成の他、販売価格の設定や販路等に至

るまでの全体を開発すること。

ウ グッズは発注者と綿密に連携を取りながら造成するものとし、令和5年3月31日までに、製造したサンプルを納品の上、発注者へ確認を得ること。

エ グッズの完成後、受注者は当該グッズを記念事業プロモーションにおいて必要となる数量を製造し、販売すること。

#### (4) 観光コンテンツの造成

多賀城創建1300年をテーマにした新しい観光コンテンツ（旅行商品）を造成すること。

ア 市外の観光客を多賀城市に送客し得る観光コンテンツ（旅行商品）を企画・造成すること。

イ 造成するコンテンツは、多賀城創建1300年の歴史や文化、または多賀城の魅力を感じられるものにする。

ウ 観光コンテンツは販売することを前提に、商品そのものの造成の他、販売価格の設定、旅行会社との連携等に至るまで全体をコーディネートすること。

エ 観光コンテンツの造成は令和5年3月31日までにを行うこと。

#### (5) 公式SNSアカウントの管理・運用

ア アカウント作成及び情報発信

(ア) Twitter、facebook及びInstagram等の公式SNSアカウントを作成し、情報発信（投稿）、管理及び運用を行うこと。

(イ) SNSそれぞれの特性を活かしながら、利用者の興味関心を引く独自の情報発信を行うこと。

イ 運用及び管理

(ア) フォロワーの新規獲得、情報拡散の向上に資する工夫を凝らすこととし、以下の目標フォロワー数の達成に努めること。

【目標フォロワー数】 Twitter:1,000 Facebook:150 Instagram:300

(イ) 公式SNSアカウントにてフォロワーの新規獲得及び情報拡散を狙ったキャンペーン（例えば、Twitterフォロー&リツイートキャンペーンなど）を実施すること。キャンペーンを実施する上で必要となる経費は受注者の負担とする。

(ウ) フォロワーの傾向、インプレッション数、エンゲージメント数、エンゲージメント率、投稿内容等から、利用者の興味及び関心等について、今後の施策展開の参考となるよう属性分析を行うこと。分析結果を踏まえた投稿戦略とあわせて月1回報告すること。

(エ) SNSの運用は、発注者と協議の上、令和4年7月25日までに開始し、運用期間は令和7年3月31日までとする。

#### (6) 協賛金事業者の募集

多賀城創建1300年及び記念事業の認知度向上や機運醸成を目的とし、企業版ふるさと納税等により協賛事業者を募ること。

#### (7) 広報全般

ア 多賀城創建1300年の伝統や文化、歴史、記念事業の期間中に実施される関連イベント等について、特設WEBサイト、SNS、テレビ、ラジオ、ポスター、チラシ、新聞、雑誌及び専門誌等、すべての情報発信媒体を活用し、様々な角度から広報を行うこと。

イ 人の集まる場所等での置き型看板等による広報を行うこと。

ウ 多賀城創建1300年及び記念事業に関する記者発表等の企画運営を行うこと。

エ 近隣自治体や企業等、各種団体と連携の上、多賀城創建1300年及び記念事業のプロモ

ーションを行うこと。

(8) その他

ア 本仕様書 5 (1)～(7)に限らず、多賀城創建 1 3 0 0 年及び記念事業をプロモーションする有用な手法を自由に提案すること。

イ 本業務に係る一切の費用については受注者が負担するものとする。

ウ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が必要に応じ協議の上、対応するものとする。

## 6 報告及び打合せの義務

(1) 受注者は、発注者と綿密に連絡を取り、必要に応じて進捗状況の報告や打合せを行うものとする。

(2) 受注者は、その都度協議記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

## 7 契約不適合責任

受注者は、本業務及び本業務に係る成果品等に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

## 8 成果品の著作権

(1) 成果品の著作権は、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。また、本業務のために収集した資料等はすべて発注者に供与し、その利用、再編集は発注者が自由にできるものとする。

(2) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

## 9 環境配慮事項

受注者は、業務の範囲内において、環境に配慮した事項を可能な限り実行するものとする。

## 10 暴力団等排除

(1) 受注者は、本業務の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察へ通報等を行わなければならない。

(2) 受注者は、上記により警察に通報を行った場合には、速やかに多賀城創建 1 3 0 0 年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）にその内容を書面により報告しなければならない。

(3) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、会長と協議を行うこと。

## 11 一括再委託の禁止

(1) 受注者は業務のうち履行の全部、主要な部分又は契約金額の概ね 2 分の 1 以上に相当する部分を委任し、又は請け負わせることをしてはならない。

(2) 業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託承諾申出書を発注者に提出し、承諾を得

なければならない。

## 12 業務計画及び委託業務の実施体制等

受注者は、本業務の実施に当たり、業務の目的及び内容を的確に把握し、業務計画を立案するとともに、必要な準備を行うものとする。なお、受注者は、発注者に契約締結後速やかに業務計画書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

受注者は、本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者、スケジュール等を明確にすること。

## 13 成果品及び納期

本業務における成果品及び納期は次のとおりとする。

### (1) 成果品

#### ア プロモーション特設WEBサイト

(ア) 設計書、操作マニュアル、保守運用計画書

・印刷物 各3部

・電子データ (DVD, CD-R等に保存したもの) 一式

(イ) プロモーション特設WEBサイトのアクセス状況や属性分析結果等の報告書 (毎月)

印刷物及び電子データ (DVD, CD-R等に保存したもの) 一式

(ウ) プロモーション特設WEBサイトの完成データ

電子データ (DVD, CD-R等に保存したもの) 一式

#### イ 画像、動画及び素材等のデータ

電子データ (DVD, CD-R等に保存したもの) 一式

#### ウ プロモーショングッズ

(ア) プロモーショングッズ制作から販売までの開発全体に係る報告書

・印刷物 3部

・電子データ (DVD, CD-R等に保存したもの) 一式

(イ) プロモーショングッズサンプル 各30個

#### エ 観光コンテンツ造成

商品造成から旅行会社等との連携までの一連の報告書

(ア) 印刷物 3部

(イ) 電子データ (PDF等に保存したもの) 一式

#### オ 公式SNSのアクセス分析及び分析を踏まえた投稿戦略の報告書 (毎月)

印刷物及び電子データ (DVD, CD-R等に保存したもの) 一式

#### カ 完了届、業務完了報告書 (各年度)

業務の企画、構成、経過、成果内容等をまとめ、年度ごとに報告すること。

(ア) 印刷物 2部

(イ) 電子データ (PDF等に保存したもの) 一式

#### キ その他本業務で作成したもののうち、発注者が提出を求めるもの

### (2) 納期等

#### ア プロモーション特設WEBサイトの構築・運用

(ア) プレオープン 令和4年7月25日

- (イ) フルオープン 令和4年8月8日
  - (ウ) 保守・運用等期間 令和7年3月31日
  - イ プロモーション映像 令和5年3月31日
  - ウ プロモーショングッズサンプル 令和5年3月31日
  - エ 観光コンテンツの造成 令和5年3月31日
  - オ 公式SNS
    - (ア) アカウントオープン 令和4年7月25日
    - (イ) 運用等 令和7年3月31日
  - カ 協賛金事業者の募集 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- ※納期については、変動する場合があるため、納期の変更に対し柔軟に対応すること。

#### 14 支払方法

年度払い

#### 15 参考スケジュール

本業務における全体スケジュール（参考）は以下のとおりとする。

業 務	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
WEBサイトオープン						
WEBサイト保守・運用等						
映像制作						
グッズ開発・制作						
グッズ販売						
観光コンテンツ開発・造成						
観光コンテンツ販売						
公式SNSアカウントオープン						
公式SNSアカウント保守・運用等						
協賛金事業者の募集						
上記以外の有用なプロモーション※						

※上記業務に加え、令和5年度、令和6年度については特に、記念事業の機運醸成につながる有用なプロモーションの手法を自由に提案すること。

#### 16 その他

本業務における各事業年度の予算は、多賀城創建1300年記念事業実行委員会の各年度総会において審議し、決定した予算に基づくものであることから、決定状況によっては、業務が一部あるいは全部中止となる可能性がある。